



栃木県公報

令和8(2026)年
1月13日(火)
第671号

目 次

告 示

○道路の供用開始.....	9
○公の施設に係る指定管理者の指定.....	9
公 告	
○公共測量の実施.....	9

告 示

栃木県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、栃木県国土整備部道路保全課において、令和8（2026）年1月13日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

令和8（2026）年1月13日

栃木県知事 福田富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
182	一般県道 東小屋黒羽線	大田原市市野沢字練ソ裏1841-1から 大田原市市野沢字後木曾1052-17まで	令和8（2026）年 1月15日

（道路保全課）

栃木県告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8（2026）年1月13日

栃木県知事 福田富一

施設の名称	指定管理者の名称 及びその代表者 又は管理人の氏名	指定管理者の住所	指定期間	所管課
県営住宅（矢板・大田原地区）	とちぎ県北不動産業協同組合 代表理事 後藤 壽久	那須塩原市末広町 53番地	令和8（2026）年4月1日から 令和13（2031）年3月31日まで	県土整備部 住宅課

（住宅課）

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿沼市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとお

り公示する。

令和8(2026)年1月13日

栃木県知事 福田富一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業地域

鹿沼市内

3 作業期間

令和7(2025)年11月1日から令和8(2026)年3月13日まで

（監理課）